

日本消化器免疫学会 「若手学術賞」 応募規程

(名称)

1. 日本消化器免疫学会(以下、「本会」という。)は、学会賞として「日本消化器免疫学会若手学術賞」を設ける。

(目的)

2. この賞は、本邦における消化器免疫・粘膜免疫領域において傑出した業績をあげた若手研究者を支援する。

(応募要項)

3. 若手学術賞は、次の要件を満たす応募者の中から選考する。
 - ① 筆頭著者が本会会員であること。
応募時に非会員である場合は本会会員となること。
 - ② 過去に本会の若手学術賞を受賞していない者。
 - ③ 募集年度の3月31日時点で45歳以下である研究者。
 - ④ 自薦とするが、本会の理事または評議員1名の推薦がある者。
4. 応募論文の publication 期間は、次の期間を対象とする。
 - ① 募集年度の直近1年前までに DOI 発行または紙媒体で公開された論文。
直近1年前とは、募集年度の前年度1月から12月末までのことをいう。
 - ② DOI 発行または紙媒体の発刊が年度を跨ぐ場合は、どちらか1度のみを応募可能とする。
5. 応募する際は、次の書類を理事会宛に提出すること。なお、応募書類は返却しない。
 - ① 応募論文
 - ② 本会指定の応募用紙（推薦状記入欄あり）

(選考要項)

6. 若手学術賞は、本会にて論文の公募を行い、理事会により選考、決定する。
7. 選考方法は次による。
 - ① 各理事の採点方式とする。
5～1点(5点が最高点)で採点し、採点者(理事)数を母数に平均値を算出する。
最高得点の1名を決定する。
 - ② 同点があった場合は、土屋賞の最終選考の日に、決選投票とする。
 - ③ 理事が該当する場合は、採点をすることはできない。
8. 若手学術賞の授与は次による。なお、受賞は1回のみとする。

- ① 当該年度の学会総会の場で表彰を行う。
- ② 副賞(賞金)は、20万円とする。
- ③ 表彰は、理事長から、受賞者(筆頭著者または共著者)に、理事長名の表彰状と副賞と盾が渡される。

9. 若手学術賞受賞者には、次の依頼をする。

- ① 当該年度の学会総会で受賞論文の発表
- ② Newsletter への寄稿

(改正)

10. 本規程の改正は理事会の議を経て行う。

(附則)

11. 本規程は、2022年1月1日から実施する。

以上